建築設備点検業務仕様書

- 1 委託業務名称 建築設備点検業務
- 2 点検対象施設施設名・所在地・構造・規模(延床面積・敷地面積)

	施設名	所在地	構造	延床面積	敷地面積
1	弘前労働基準監督署庁舎	弘前市南富田町5-1	RC-2	426. 80 m²	1027. 82 m²
2	弘前公共職業安定所庁舎	弘前市南富田町5-1	RC-2	1027. 60 m²	4216. 12 m²
3	むつ公共職業安定所庁舎	むつ市若松町10-3	RC-2	667. 67 m²	2656. 09 m²
4	青森公共職業安定所庁舎	青森市中央2丁目10-10	RC-2	1963. 57 m²	3301. 81 m²
(5)	八戸公共職業安定所庁舎	八戸市沼館4丁目7-120	RC-2	1556. 19 m²	3486. 31 m²
6	野辺地公共職業安定所庁舎	上北郡野辺地町昼場12-1	RC-2	797. 76 m²	1799. 94 m²
7	五所川原公共職業安定所庁舎	五所川原市敷島町37-6	RC-2	789. 45 m²	2663. 70 m²
8	三沢公共職業安定所庁舎	三沢市桜町3丁目1-22	RC-2	959. 80 m²	1105. 70 m²
9	黒石公共職業安定所庁舎	黒石市緑町2丁目214	RC-2	772. 64 m ²	2000. 13 m ²
10	五所川原署職員宿舎	五所川原市蘇鉄42-6	RC-2	265. 68 m²	439. 49 m²
11)	五所川原宿舎	五所川原市松島町7-62-1	RC-2	283. 16 m²	667. 96 m²
12	むつ宿舎	むつ市大曲1丁目2-1	RC-3	443. 46 m²	714. 52 m²
13	三沢職安宿舎	三沢市桜町3丁目1-9	RC-3	427. 68 m²	713. 23 m²
14	十和田北園宿舎	十和田市西十一番町40-42	RC-3	850. 72 m²	1573. 61 m²

※仰の十和田北園宿舎については、労働局職員が入居する部屋(3室)

- ※宿舎の入居状況
 - 1004室中入居0
 - ⑪4室中入居0
 - 迎6室中3室入居
 - 36室中2室入居
- 3 委託条件 一級建築士若しくは二級建築士を技術者として配置すること。
- 4 業務内容
- (1) 建築基準法第12条第4項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2 項に基づく点検。(建築設備点検)
- (2) 官公庁施設の建設等に関する法律第13条第1項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」に規定する支障がない状態を確認するための点検。
- 5 点検方法 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課作成の別添「建築物点検マニュアル」による。
- 6 成果物 以下の成果物を施設ごとにA4ファイル1冊に編纂し2冊提出するものとする。
 - 「点検及び確認記録(総括表)」
 - 「点検マニュアルチェックシート」
 - ・ 「点検マニュアルチェックシート別紙」 (異常箇所の平面図表示及び写真添付)
 - 改修方法提案書

- ・その他、監督職員の指示するもの
- 7 履行期間 契約締結日の翌日~令和7年3月10日(月)まで
- 8 その他 ・各建築物の図面は、青森労働局総務課において閲覧に供することができる。 また、貸与(CD-ROM)もできる。※一部図面が無い場合も有る。

- ・作業時間は、午前9時から午後5時までの間とし、原則として土曜、日曜、祝日 および年末年始の閉庁日(令和6年12月28日~令和7年1月5日)は作業し ないこと。ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- ・宿舎は入居・未入居に関わらず原則として通水等(電気・ガス・水道を開栓する こと)したうえで点検を行うこと
- ・未入居宿舎を点検する場合における電気・ガス・水道の開栓(開設)及び閉鎖等 の手続き一切については受注者が行うこと
- ・未入居宿舎の点検に必要な光熱水料費(電気・ガス・水道等)は受注者が負担することとし、その費用は受注者から電気会社等に直接支払うこと
- ・上記2の個十和田北園宿舎は、労働局職員の入居室及び通路等を点検すること
- ・国が貸与する資料等に関しては、十分注意を払い、情報の流出等が生じないよう 管理を徹底すること。また、契約期間中及び契約終了後においても、業務で知り えた情報及び成果物の内容は、他に漏らす又は他の目的に使用してはならない。
- ・本業務の履行に当たっては、関係する諸法令を遵守すること。
- ・受注者は、作業実施に当たり事故のないよう安全作業に努めること。
- ・業務実施中に発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者がその責任を負うこと。
- ・受注者は、建造物等に損傷を与えた場合は、速やかに監督職員(発注者が指名する職員)に連絡し、発注者の指示に基づき原状回復すること。
- ・業務実施中に疑義が生じた場合には、監督職員に報告の上、指示に従うこと。
- ・本仕様書により難い事情が生じたときは、速やかに監督職員と協議し、必要な措置を とらなければならない。
- ・業務完了までに要する一切の費用は、受託者がこれを負担する。
- ・受注者は、本業務について監督職員から質問を受けた場合において、誠実に対応すること。
- ・受注者は、受注者の技術員等が発注者の敷地内でする行為の全てについて責任を負うものとする。

業務名称

建築設備点検業務

種別	仕様	数量•単位	備考
建築設備点検業務	14施設	14式	
換気設備点検			※排煙設備なし。
非常用照明設備			
給排水設備			
報告書作成		1式	施設ごとに2部作成。